平成２５年（フ）第１号
広島県尾道市久保２丁目23番10号
破産者　砂田　恭一
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
宮崎市高岡町浦之名1309番地
破産者　仙田　正春
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第９４０号
福岡市城南区七隈１丁目７番15―103号
破産者　田上　智司
1　破産債権の届出期間　平成25年12月11日まで
2　一般調査期日　平成25年12月26日午後２時30分
平成25年11月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４号
愛媛県松山市畑寺１丁目13番30号
破産者　藤井　朝安
1　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
2　一般調査期日　平成26年１月30日午後１時40分
平成25年11月18日　松山地方裁判所民事部

破産管財人選任

平成２５年（フ）第４２２号
大阪府柏原市円明町17―58　伊藤方、開始決定時の住所大阪府富田林市若松町東２丁目１―10
破産者　前本商店こと　前本　啓介
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　宮本　圭子
平成25年11月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１００３号
千葉市中央区東千葉２丁目８番14号
清算株式会社　株式会社シェリー
代表清算人　植崎　明夫
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県沼田市利根町老神603番地
清算株式会社　株式会社みどり
代表清算人　桑原　律子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
前橋地方裁判所沼田支部

平成２５年（ヒ）第２０６１号
東京都中央区京橋３丁目３番８号
清算株式会社　ベレッツアクラブジャパン株式会社
代表清算人　平岩　茂市
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる100円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　弁済
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　追加弁済
第１項の弁済の後、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、当該残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合は、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第３号
青森市大字浜田字豊田139番地21
再生債務者　十和田湖観光汽船株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年11月14日
青森地方裁判所第２民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第３号
青森市大字浜田字豊田139番地21
再生債務者　十和田湖観光汽船株式会社
主文　平成24年８月17日にした監督命令を取り消す。
平成25年11月14日
青森地方裁判所第２民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
沖縄県那覇市字上間290番地４
再生債務者　株式会社マルエー
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年１月21日から平成26年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続廃止

平成２５年（再）第４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字岩ヶ根２番地
再生債務者　株式会社サンオオカワ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成25年11月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第３号
青森市大字浜田字豊田139番地21
再生債務者　十和田湖観光汽船株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　青森市長島２―１―５　みどりやビルディング４階　岩谷法律事務所　弁護士　岩谷　直子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年11月14日
青森地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２４号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中65番地３
再生債務者　寺牛　康政
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月13日から平成25年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係